



戸籍謄本の取得や戸籍の届け出が便利になります

3月1日（金）から、全国の市区町村と法務省のシステムが連携され、本籍地が遠くにある方でも、お住まいや勤務先の近くなど、全ての市町村の窓口で戸籍謄本と一部の除籍謄本を取得できます。

また、システムの連携に伴い、婚姻届や転籍届などの提出時に、戸籍謄本の添付が不要になります。

開始日：3月1日（金）

取得できる証明書：戸籍謄本、除籍謄本

※戸籍抄本や、電子化されていない戸籍は、本籍地のみでしか取得できません。

請求できる方：本人のみ（郵送や代理人の請求は不可）

取得できる範囲：本人、配偶者、父母、祖父母、子、孫

必要書類：顔写真付きの身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど）

手数料：戸籍謄本は450円、除籍謄本は750円

問合せ 福祉課 戸籍住民係 ☎21-2120



北海道お米・牛乳子育て応援事業（第二弾）

北海道では食料品などの物価高騰の影響を受けている子育て世帯の負担軽減と道産品の消費拡大を図るため、対象のお子さんがある世帯に向けて商品券等を支給します。支給を受けるためには、申請が必要です。詳しくは北海道の専用ホームページをご覧ください。

なお、第一弾の支給品を受給された世帯（住所変更のない世帯）には、ダイレクトメール（はがきまたは封書）が届きますので、そちらから申込みください。

対象となる世帯：平成17年4月2日から令和6年4月1日までにお生まれのお子さんがある世帯

| | 支給対象 | 申請手続き |
|---|-----------------------------|-----------------|
| ① | 道内で対象児童と同居している世帯 | 対象児童と同居する保護者 |
| ② | 道内で対象児童だけで構成する世帯 | 対象児童または道内在住の保護者 |
| ③ | 保護者は道内に在住し、道外で対象児童だけで構成する世帯 | 道内在住の保護者 |

支給品：支給対象の世帯ごとに、次のいずれか1つ（一世帯あたり一回限り）

| | | |
|-------------|--|---------------------|
| 商品券 | おこめギフト券またはおこめ券 3,960円相当分（440円×9枚） 牛乳贈答券（発行者：ホクレン）1,200円相当分（200円×6枚） | 計5,160円相当分 |
| 電子クーポン | 北海道産の「米」と「牛乳」を購入できる電子クーポン ※電子申請の方のみ※クーポンの利用期限：令和6年7月21日（日）まで | 計5,160円相当分 |
| 北海道米（ななつぼし） | 精米または無洗米のどちらか1袋（10kg） | 計5,160円相当分 ※送料含む |

申請期限：4月30日（火）まで ※郵送の場合、当日消印有効

申請方法：電子申請または郵送による申請

専用ホームページ（北海道）：<https://hkd2023kosodate-ouen.jp>

申請に関する問合せ先：

コールセンター ☎011-350-7371（午前9時～午後5時）

問合せ 子育て・健康推進課 子育て推進係 ☎21-2122

